

## 随意契約によることとした理由

### 1 業務名

協同労働インターンシップ事業運営業務

### 2 業務内容

本市では、多様な働き方を実現しつつ、地域の活力低下や担い手不足等の地域課題の解決に資する、「出資」、「経営」、「労働」が一つとなった働き方である「協同労働」の普及・促進に取り組んでいる。

本件業務は、協同労働への理解を深めるとともに、将来的な参画につながる機会の創出及び知見の習得を図るため、民間企業の従業員等を対象に、自己のスキルや経験の可視化及び整理を行い、協同労働や地域貢献に活かせるスキルを探求する「キャリア研修」と、協同労働の実践者との交流を通して、その働き方に対する価値観を共有するとともに、自己のスキルや経験を協同労働に活かす具体的なイメージを深める「現地インターンシップ」を一体的に実施する。

### 3 契約の相手方

#### (1) 所在地

東京都豊島区池袋一丁目4番3号

#### (2) 名称

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

### 4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 随意契約によることとした理由

本件業務の実施に当たっては、参加者の属性や課題意識、受入団体の活動内容や地域課題等に応じて、研修内容や受入団体の選定及び調整を行うため、次の要件を満たす必要がある。

- ①協同労働及び労働者協同組合法に関する制度及び実務に係る専門知識を有すること
- ②協同労働団体の立ち上げ支援及び運営支援に関する実績を有すること
- ③キャリア研修と現地インターンシップを一体的に企画・実施できる体制を有すること
- ④現地インターンシップの受入団体との連携・調整に必要なネットワークを有すること

これらの要件について検討した結果、当該要件を全て満たし、かつ実施に必要なノウハウ・実績・体制を有し、本市において本件業務を実施できるのは、これまでの協同労働促進事業を長きに渡って受託してきた実績があり、現在も協同労働支援センターから業務委託を受託する上記事業者のみである。

よって契約の相手方が特定されることから、本契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、随意契約によることとした。